

仕様書

1 件名

第三次すみだ環境の共創プラン策定支援業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

墨田区資源環境部環境政策課環境政策担当

4 策定に係る庁内スケジュール（予定）

日程	内容	審議・報告事項
令和7年6月	第1回墨田区資源環境部所管審議会	諮問・方向性について
11月	第2回墨田区資源環境部所管審議会	計画素案
12月	墨田区議会11月議会常任委員会 パブリックコメント実施	計画素案
令和8年2月	第3回墨田区資源環境部所管審議会	計画案・答申
3月	墨田区議会2月議会常任委員会 第三次共創プラン策定	計画案・パブリックコメント結果

※主要な庁内スケジュールのみ記載

※策定進捗状況等により変更になる場合がある。

5 委託内容

- (1) 本業務の履行に当たっては、国及び東京都の環境施策及び関係法規との整合性を図ること。また、同時期に策定作業を行う「墨田区基本計画（令和8年6月頃策定予定）」等との整合性を随時図りながら策定業務を進めること。
- (2) 国及び東京都その他の自治体の環境施策に関わる資料及び実績を把握し、SDGsの理念を踏まえる等、共創プランの策定に必要な資料提供、助言等を行うこと。
- (3) 区を取り巻く環境動向の変化、特別区及び東京都全体における環境データの特性について、分野ごとに現状と今後の動向について調査・分析すること。また、次の項目については、策定に当たり特に考慮すること。
 - ア 2050年カーボンニュートラル（2030年カーボンハーフ）
 - イ ゼロカーボンシティ特別区（特別区長会）の動向
 - ウ 区の温室効果ガス排出量の分析及び将来推計
 - エ 気候変動分析・将来予測

- (4) 前号の結果に基づく個別目標、施策の方向性、数値目標等の設定を支援すること。
- (5) 目標達成のために効果的な重点プロジェクトの立案を支援すること。
- (6) 共創プランにかかわる現状の施策、課題、今後の施策等について、関係部署への庁内調査を実施し、集計、分析を行うこと。
- (7) 策定後の進捗状況評価手法の構築（庁内調査手法、集計・分析手法・評価報告の見せ方等）について、支援を行うこと。
- (8) 墨田区資源環境部所管審議会、すみだ環境共創区民会議並びに墨田区環境基本条例推進本部及び同幹事会の各会議において意見を聴取するに当たり、資料作成等の支援を行うこと。
- (9) 前記（7）の会議のうち、墨田区資源環境部所管審議会に当たっては3回程度、すみだ環境共創区民会議にあつては2回程度出席し、資料及び議事録作成の支援を行うこと。
- (10) パブリックコメントの実施、意見集約及び分析を支援すること。
- (11) 策定作業に当たっては、区と適宜打合わせを行うとともに、事前に作成し、区の確認を受けた工程表をもとに、スケジュール管理を行うこと。

6 成果品

- (1) 受託者は、以下の成果品（紙ベース及び電子データ）を提出すること。その他分析で使ったデータについても提供すること。
- (2) 電子データは、以下により作成及び提出すること。
 - ア Microsoft Word 又は Microsoft Excel をベースに作成する。
 - イ 作成した成果品は「PDF ファイル」版を併せて作成する。
 - ウ 電子メールにより提出する。

成果品項目	数量	サイズ	提出期限
① 第三次すみだ環境の共創プラン	200部	A4判	令和8年3月31日（火）
② 第三次すみだ環境の共創プラン（概要版）	50部	A4判	令和8年3月31日（火）
③ ②及び③の電子データ	各1式	A4判	令和8年3月31日（火）

7 成果品の帰属

成果物の提出先は墨田区資源環境部環境政策課とする。納品後、内容の誤り等の不備が判明した場合には、受託者の責任と費用で直ちに修正等行うこと。

また、本業務による成果品及び派生する権利等の副産物は、本区に帰属するものとし、区の承諾を得ずに公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。

8 支払方法

履行検査確認後、受託者からの適正な請求に基づき、一括して支払う。

9 その他

- (1) 本業務の遂行に当たっては、区担当者との十分な打合せを行うこと。
- (2) 仕様書等に明示されていない事項又は疑義が生じた場合、その都度、区と受託者が協議のうえ、区の指示に従うものとする。

10 担当

墨田区資源環境部環境政策課 野村・松本

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号

電 話 (03) 5608-6209 (直通)

E-mail KANKYOUSEISAKU@city.sumida.lg.jp